

世界遺産白神山地における森林資源の歴史的活用

— 流木山を中心に —

長谷川 成一

要旨

一九九三年、鹿児島県の屋久島とともに世界自然遺産に登録された白神山地は、秋田・青森両県にまたがるブナの原生林、斧を知らない森林景観として多くの人々が訪れ、原初的かつ豊かな自然を色濃く残す山地として広く知られている。

本稿は、江戸時代の白神山地にあって、同山地の森林資源がどのように活用され、資源保護はいかなる形でなされたのか、その歴史を説明することを目的としている。近世津軽領において、流木と称された薪材は、白神山地西部の海岸地帯では製塩用の燃料等に、東部の目屋野沢においては近世都市弘前の日常燃料として、同山地から岩木川などの河川を経由して供給された。十八世紀前半、津軽領において流木が行われた山沢は三六二に及び、当時にあっても流木山の伐り尽くしという事態が次第に進行していたのである。

寛政七年（一七九五）、弘前藩によって目屋野沢は弘前に流木を供給する備山として公的に位置づけられ、薪材の伐採は「十カ年廻伐」という輪伐のルールが規定され、森林資源の保護が打ち出された。しかし、毎年一五万本という流木量を確保するのは、当時の山役人にとっても困難なことであった。目屋野沢における白神山地の森林資源は、流木のほかに尾太銅鉛山などの製錬に用いられる、鉱業用燃料としても不可欠であった。

十八世紀末にいたって、尾太鉾山は稼行を停止したが、その後も流木の

生産は継続されたことから、伐り出す流木山は次第に奥山へと移行し、森林資源の保護を目的とした輪伐のルールは名目となり資源の枯渇は一層進むことになった。さらに、津軽領流木山の保護に欠落していたのは、伐採後は植林をせずに、資源の回復を天然更新に任せてしまったことであった。したがって流木の調達は藩が構想したようには展開せず、藩領全体の森林資源の枯渇が進む中で、保護策も空しく目屋野沢の森林資源の枯渇は進行したと考えられる。

キーワード

世界遺産 白神山地 弘前藩 流木山

はじめに

一、津軽領の流木・流木山について

二、白神山地の流木山

1 鱒ヶ沢・深浦を中心とした西部白神山地

2 目屋野沢を中心とした東部白神山地

三、白神山地東部目屋野沢の森林資源の流木山化
おわりに

はじめに

一九九三年、鹿兒島県の屋久島とともに世界自然遺産に登録された白神山地は、秋田・青森両県にまたがるブナの原生林、斧を知らない森林景観として多くの人々が訪れ、原初的かつ豊かな自然を色濃く残す山地として広く知られている。

白神山地が、歴史資料に初めて登場したのは、津軽領側では正保二年（一六四五）「陸奥国津軽郡之絵図」（青森県立郷土館蔵）、秋田領側では正保四年（一六四七）「出羽一國御絵図」（秋田県公文書館蔵）においてであり、この件についてはすでに拙稿「国絵図等の資料に見える江戸時代の白神山地」（『白神研究』創刊号 二〇〇四年）などにおいて明らかにしたところである。津軽領の白神山地は針葉樹の群生地域、秋田領側は針葉樹の地域として国絵図に明確な描き分けがなされており、秋田領と比較して津軽領側の同山地の未開発状況が認められる。国絵図での森林景観の描写は、もとよりおおざっぱなものであって、樹種などを厳密に描き分けていくわけではない。たとえば秋田領側の針葉樹はどのような樹種であったのか、杉なのか檜なのかの判別も不可能である。おそらく杉であろうことは、残された文献資料から推測されるものの、正確さを欠くことは否めないし、まして津軽領側の針葉樹の群生に至っては、樹種の特定はかなり困難であろう。

ところで、同じく世界自然遺産に登録された、近世の屋久島では、豊臣政権による屋久杉の徴収をはじめとして、薩摩藩の政策で、島内の杉が伐採の上、平木ひらきに加工されて上方・大坂へ移出され、藩の重要な財源になっていた。それに加え、平木の供出と、藩による島内への米穀供給がパーター1になっていたことが指摘されている。森林資源の活用は、屋久島でも

藩政時代には盛んになされていたのであって、斧声を聞かぬ、杉の原生林に覆われた屋久島ではなかったのである。

翻って、白神山地はどうであったのか。すでに藩政時代の津軽領、特に十八世紀初頭から二十世紀初頭にいたる領内全域にわたる植生の復元、並びに変容に関しては、拙稿「藩領における植生景観の復元とその変容——近世津軽領を中心に——」（『弘前大学大学院地域社会研究科年報』第六号 二〇〇九年）において明らかにしたところである。それによると、白神山地の目屋野沢（青森県中津軽郡西目屋村）を中心とした同山地の東側、深浦・鱒ヶ沢の西海岸を中心とした同山地の西側ともに、白神岳の頂上付近の沢に至るまで、弘前藩では一本残らず樹木を山方台帳に記録して、森林の把握を徹底化していた。藩による右のような領内森林の把握状況の中で、白神山地は弘前藩によってどのような森林資源の開発と保存がなされたのか、活用はいかなる形でなされたのか、それを明確にするのが本稿の目的である。

本稿で掲げた表1〜3、図1〜13は、巻末に一括して掲げた。参照されたい。

一、津軽領の流木・流木山について

流木・流木山とは 近世津軽領の林野制度のなかには、流木（ながしぎ）・流木山（ながしぎやま）という他領に見られない独特の呼称を持つ、薪材の伐採と河川を利用した輸送のシステムが存在した。『みちのく双書 青森県租税誌』（青森県文化財保護協会 一九六一年）には、流木について次のように説明している。

流木ハ津軽地方ノ薪材ニシテ 雑木立ノ藩山ヲ輪伐シ 十年ニシテ初
 テ一周スト云フ 溪流ノ便ヲ以テ之ヲ送下スルニ由リ 此名称アリ
 陰曆二月堅氷ノ候 柚入シ 春來溪漲ノ勢ニ乗シ 山下へ送下シ 大
 抵陰曆八月頃各土場ニ達セシム 旧時ニアリテハ 先ツ藩士工賃渡
 シ之ヲ給禄ニ差引猶余材アレハ 一同へ低價ヲ以テ払下ル都合モコレ
 アルナリ 数種類アリ 大別スレハ丸木、駄附、割木ノ三種トシ 小
 別スレハ山ノ遠近自他ノ情状不同ニ随ヒ 税ヲ賦スル各同シカラズ

右によれば、流木とは薪材のことで、領内の雑木山から一〇年周期で伐
 採して、河川を利用して川下へ輸送する。伐採は旧曆二月に実施し、春に
 溪流に流して岩木川へと流され、八・九月頃には川下の土場どば（弘前城下）

で回収する。藩政時代には藩士へ貸与して後に俸禄で精算し、余分の薪材
 は廉価で城下の町民へ販売したという。種類は基本的に丸木・駄附・割木
 の三種であった。²⁾ 右の内容は、おおむね妥当であるが、資料を搜索して
 いく過程で、必ずしも満足のゆく説明ではないことが判明してきた。例え
 ば、右によると、岩木川を通じた流木の説明ではあっても藩領全体として
 はどうなのか。幕末期の流木の状況に関しては、認められる点も多い
 が、果たして藩政時代を通じた解説としては妥当かどうかなど、説明不足
 な事柄が目立つのである。弘前城下の武士・民衆の日常燃料として供給さ
 れた流木は、近現代に入ってからも継続され、昭和の初めまで続いたとい
 う。³⁾ したがって、本章では、津軽領における流木・流木山の制度とその実
 態について、概要を把握することにした。

津軽領内の流木・流木山 周知のように、津軽領で最大の人口を擁する
 都市は弘前城下であった。化石燃料のない時代にあつて、周囲を平野に囲
 まれた約二万人弱の都市の日常燃料は、城下周辺の里山や農村からのみで
 は供給に限界のあつたことは容易に想像がつく。したがって、慶長十六年

（二六一一）の弘前城築城と城下町の建設時から、武士・町民などの都市居
 住民に日常燃料を提供・確保の手立てを講じなくてはならなかったはずで
 ある。つまり弘前城下を維持・運営してゆくのに、不可欠の都市システム
 であつた。藩政成立期から十七世紀中頃までの状況に関しては、残念なが
 ら、右のことに関する記録は認められない。「津軽編覽日記」（弘前市立弘
 前図書館蔵）慶長十五年条によると、領内各地の山々から伐採した築城用
 材木を岩木川に流したことから、石川（弘前市）や蔵館（南津軽郡大鰐町）の
 周辺の山々は木材を伐り尽くして禿げ山になったという。つまり、岩木川
 を利用しての材木の運送は、築城の際にも活発になされていたのであつ
 た。ここで注意しなければならぬのは、右の資料に見える岩木川は、現
 在の岩木川ではなく（当時は駒越川と呼ばれた）、樋ノ口川を指し、当
 時、同川は城郭の下を洪積台地の縁沿いに屈曲して流れていた。

流木の初見は、「弘前藩庁日記 御国日記」（弘前市立弘前図書館蔵、以
 下、「国日記」と略記）延宝八年（一六八〇）八月二十六日条に見える、「一、
 歩行之者一人先達淵江流木留に參溺死、」の記事であろう。内容が簡単な
 ため、詳細は不明であるが、前後の記事は洪水に見舞われた弘前城下の被
 害などを記録しており、歩行者かちのものが先達淵（弘前城下の上町から下町へ下る
 坂（現在旧坂と称している）の途中で、樋ノ口川の最も屈曲した場所。「せ
 んたちか淵」と称した）で流木の流失を防ぐための作業中に溺死したと解
 釈される。当時、流木を回収する地点が先達淵付近であつたことを示して
 おり、十七世紀後半には、樋ノ口川を経由して日常燃料に使用する薪材供
 給のシステムが成立していたようである。慶安二年（一六四九）頃「弘前古
 御絵図」（弘前市立弘前図書館蔵）によると、先達淵にかかつている橋のす
 ぐ下流に「御材木場」（弘前市馬屋町）が認められ、ここが後に土場と称さ
 れる流木の陸揚げと貯木を担う場所であつた可能性が高い（図A参照）。



図A 弘前城下の先達淵と材木場（慶安二年頃「弘前古御絵図」弘前市立弘前図書館蔵）

天和二年（一六八二）、新町あらまちや鷹匠町など弘前城下の下町地域を樋ノ口川の氾濫と洪水から守るため、岩木川と樋ノ口川の分岐点である樋口ひのくち（弘前市樋口）をせき止める工事がなされた。その後、岩木川は現在の流域に一本化されて、流木は樋ノ口川に入り込むことなく、もっぱら現岩木川を使用して流されることになった。樋口せき止めの状況に関しては、貞享二年（一六八五）「弘前并近郷之御絵図」（青森県立郷土館蔵）に描写されているので、参照されたい。⁴このほかに弘前への流木としては、「国日記」元禄六年（一六九三）正月二十六日条に浅瀬石川を用いた流木も史料に見える。

十七世紀の史料にみえる流木に関する記事は、駒越川・樋ノ口川を経由するケースばかりではない。外に、塩竈用流木があった。「国日記」貞享三年（一六八六）四月十五日条によると、深浦（西津軽郡深浦町）にて流木十分一役を賦課している記事が見え、西海岸の薪材が流木として、中村川などの各河川を通じて河口の製塩施設に流されてきたようだ（「国日記」貞享三年十月二十四日条⁵）。また、同三年の領内流木の払い下げに関する覚によると、西海岸地域（深浦・目内崎・黒崎・追良瀬）以外に、津軽半島の蓬田村流木・瀬戸子村流木・内真辺村流木・六枚橋村流木・根子村流木、五所川原市の湊村流木などの所在が書き上げられている（同前同年十月二十六日条）。

右に見える各記事から、十七世紀における領内流木の伐採地域は、岩木川流域に限定したのではなく、海岸地帯での製塩用の流木もあったことが判明し、津軽半島一帯にも流木山が設定され、地域と用途は多岐にわたっていたと言える。

弘前藩で流木に関する規定が定められたのは、元禄十年（一六九七）八月のことであった（『日本林制史資料 弘前藩』農林省 一九三〇年 一二五



図B 樋口土場（蓑虫山人「三面瀑岩木川図巻」成田文治氏蔵）

（一二七頁）。七カ条からなる覚には、領内の流木川役は十分一を徴収するとの条文をはじめとして、主に弘前城下への流木に焦点を当てた内容で、洪水の際に流木が散逸した場合、下流に流された時や田畑に乗り上げた時、持ち主が不明の流木を陸揚げした時、山師が不正を働いた時の罰則や補償などを細かに規定している。第二条目に、城下西南の駒越・川合（樋口土場 図B参照のこと）の二カ所が土場（流木揚場）として明記されており、藩政時代を通じて、目屋野沢を中心とした森林地帯から岩木川を通じた流木の運送と回収の基本的なシステムの完成したことが判明する。ついで、「国日記」元禄十四年（一七〇一）七月二十七日条によると、弘前藩では山漆、槐、榎、桑、桐、松、檜、杉、樾の勝手な伐採を禁止したが、ほかに桂・栗・朴の三樹が家材木や流木、炭材に用いられているとして、これらの樹種も御用木として伐採を禁止すると定めた。目屋野沢役人には特に右の三樹に関して伐採をきつく禁じるようにと伝達しており、裏を返せば、当時、これら桂・栗・朴が流木として盛んに伐採されていたことを示している。

宝永六年（一七〇九）、弘前藩は新田代官が十分一流木請払を担当していたのを廃止して、駒越では「駒越拾歩一流木請払役」三名、川合では「川合拾歩一流木請払役」二名の役を創設して人選も行い、流木の管理と十分一役徴収に拘わる制度を整備した。この後、弘前藩の流木に関する役職はほとんど変更なく維新に至っている（前掲『日本林制史資料 弘前藩』二〇九～二一〇頁）。

弘前城下への流木の量は、おおよそどれほどであったのか。時期は下るが、文化元年（一八〇四）「御山方覚帳」（弘前市立弘前図書館蔵）には、次のように見える。「流木弘前禁用」として毎年二〇万本ほど、内訳は、目屋野沢一五万本ほど、浅瀬石から七、八万本ほど、大鰐組山々の

碓ヶ関（平川市碓ヶ関）・早瀬野（大鰐町早瀬野）・三ツ目内（同三ツ目内）から六・七万本ほどとある。つまり弘前城下の日常燃料としての流木の供給先は、目屋野沢を主体としつつも、浅瀬石・大鰐組の山々もあった。

また、津軽領全体の流木稼行域は、どのような分布であったのであろうか。享保十八年（一七三三）、明山（山下の領民に入山を許可した山）で流木が行われていた沢を書き上げた、津軽領内流木山沢一覧（前掲『日本林制史資料 弘前藩』三九一―三九八頁）によると、領内全域で三六二の沢がリストアップされている。西海岸地帯の山々では、大間越山など一・二カ山五二沢、西目屋地区では、目屋野沢一カ山四五沢、大鰐・相馬・碓ヶ関地区では相馬山・碓ヶ関山など四カ山七四沢、津軽半島西部地区の喜良市山など一・二カ山六〇沢、津軽半島東部地区の平館山など九カ山五二沢、青森南部・東部地区では、荒川山など五カ山七五沢となっている。津軽半島を含めた海岸地帯と内陸でも白神山地、青森南部に認められる。なかでも、目屋野沢は一カ山で四五沢の流木があって、領内でも群を抜いた存在であった。海岸地帯は、製塩用の塩木として流木が活用されたことは間違いなからうし、目屋野沢の流木は藩士の給禄の一部として支給され、さらには弘前城下民衆の日常燃料として大量に費消されたことは、今まで明らかにしたところである。

津軽領内の流木は、津軽平野ならびに青森平野、津軽半島の七里長浜などの長大な砂浜が続く地帯などを除外して、十八世紀の前半には領内の有力な沢のある山々のほぼ全域で実施されていたといっても良からう。なかでも、白神山地の東側、目屋野沢は群を抜いた流木の伐採が行われたことは注目される。

二、白神山地の流木山

本章では、白神山地の流木山について地域を二つに分けて述べることにしたい。深浦・鱒ヶ沢を中心とした、白神山地西側の日本海岸（通称、西海岸）に面した地域と、目屋野沢を中心とした同山地東側の地域である。

1 鱒ヶ沢・深浦を中心とした西部白神山地

前章でも触れたように、当該地域の流木山設定については、既に十七世紀後半の貞享三年（一六八六）四月、深浦にて流木十分一役を賦課している記事が見え、西海岸の製塩用の薪材が流木として日本海に注ぐ各河川を通じて河口の製塩施設に流されてきたことが確認されている。『深浦町史年表 ふるさと深浦の歩み』（深浦町 一九八五年）七二―七三頁によると、元禄元年（一六八八）十一月の大風と高波によって、西海岸一帯が被害を受けた。被災状況の書上に、塩竈の流失・破損が二九カ所、内訳は流失が一三、破損が一六であったと見える。また、『岩崎村史』上巻（岩崎村 一九八七年）二九五―二九七頁によると、貞享期に西浜からの役塩として年間七四〇俵が藩庁へ上納されていたと見え、被災した塩竈の数や役塩の上納などからしか推測できないが、西海岸沿岸地帯では広範な製塩業が展開していたようだ。この煎熬に用いる燃料が、白神山地から調達されたのである。

前章で簡単に紹介した、享保十八年（一七三三）の津軽領内流木山沢一覧の西海岸地域をもう少し詳しく見てみたい。

十八世紀後半の「津軽山沢絵図」（弘前市立弘前図書館蔵八木橋文庫、藩政時代の史料名は「奥州津軽郡中御沢帳」であるが、ここでは混乱を回避するため、弘前市立弘前図書館で命名した資料名を尊重し「山沢絵図」

と略記)に、享保十八年の時点で流木が行われていた沢を落とし込んだのが、図1～6である。各沢は、表1に見えたとおりであり、絵図の中に、①からナンバリングされているので参照されたい。ただし、図中で丸で囲った沢は史料で確定できたものであり、推測の沢は四角に囲っている。

図1～3は、岩崎山役人預かり地域であり、主な山と沢数として大間越山(八カ沢)・黒崎山(三カ沢)・松神山(二カ沢)・岩崎山(七カ沢)・深浦山(三カ沢)が見える。明山全ての沢で流木が実施されていたわけではないし、各河川の河口付近、奥山の沢など、流木の分布は多岐にわたる。図2の津梅川の場合、河口付近と上流の沢に、白神岳から発する大峰川沢でも、同様である。図3の笹内川流域の沢には、特に濃密に流木の存在が認められる。深浦の吾妻川では、上流に広範な流木の沢が見られる。

図4～6は、追良瀬山役人預かり地域であり、主な山と沢数として広戸山(一カ沢)・追良瀬山(四カ沢)・関村山(二カ沢)・大童子山(三カ沢)・大然山(二カ沢)・小森山(一カ沢)・中村山(七カ沢)が見える。

図4で、男岳に発する追良瀬川には、中流と上流で流木が行われており、図5では青鹿岳に発する大童子川の上流で実施されている。図6では、赤石川の中上流と最上流、広戸川の中上流に流木の沢があった。

各図から窺われるのは、流木は追良瀬川など有力河川で多く行われており、その分布は河口付近の下流もあれば、各山の最上流、上流、中流と森林資源の状況を判断してなされたと推察される。設定がなかった山々は、河口地帯で製塩業が稼行していなかったか、杉・檜などの有力な森林があつて、雑木を主体とする流木山に至っていなかったか、いずれとも判断はつかない。享保十八年(一七三三)の津軽領内流木山沢一覧に見える流木山が、その時点で全て伐採作業の実施中であつたとも考えがたいので、おそらく、藩庁で把握した流木を行っている明山と沢を書き上げた一

覧と解釈した方が妥当であろう。

前掲の拙稿「藩領における植生景観の復元とその変容―近世津軽領を中心に―」において、寛政二年(一七九〇)の「沢名御元帳」をもとに領内の植生を復元したが、当該の地域ならびに流木が行われた各沢は、おおむね雑木、雑木・檜、杉・雑木、雑木・五葉松など、雑木を主体とした森林地帯である。

十八世紀後半の当該地域の实情に関しては、天明四年(一七八四)「諸山之内上山通より西之浜通迄中山通より外浜通古懸山迄御山所書上之覚」(弘前市立弘前図書館蔵 以後、「山所書上」と略記)によって、検討しよう。右資料は、天明の飢饉時に、藩の直山である御本山を開山した際に書き上げたものであるから、直接、流木山を記録しているわけではない。ただし、当該地域が製塩用の流木を主体とした活用を図っていることから、十分一役を徴収して、製塩用の薪材を供給している山々にあつて流木が行われた可能性が高い。

「山所書上」によると、西海岸地域では、「塩釜薪」の書き上げが認められるのは、関村領惣山、轟木村領惣山、追良瀬村領惣山、松神村領惣山、大間越村領惣山であった。そのほか、雑木が「塩釜薪」用だけでなく、船木・家木・薪・炭焼出用にも伐採された山は、中村沢目村領惣山・赤石沢目村領惣山・大童子沢目村領惣山・深浦村領惣山・岩崎村領惣山があり、これら村領惣山から流木が行われた可能性は否定できない。十分一役が徴収される対象であつたかは分からない。前掲享保十八年の津軽領内流木山一覧と比較すると、轟木村領惣山を除いた、四村は合致するが、流木山の設定を確認する性格の資料ではないので即断は避けたい。いずれにしても、十八世紀後半にいたつても、流木による製塩が当該地域にあつては、継続して行われていたことを示唆しよう。

以上のようなことから、白神山地の西海岸地方にあつては、杣役である十分一役の徴収を伴う製塩用の流木は、十八世紀を通じて実施されていたのであり、それは有力河川の流域を中心に下流、上流を問わずなされていたと解釈したい。前述のように、文化元年の「御山方覚帳」によると、山役人であった棟方実勝は「在々浦々焚用・売用流木」について、薪材伐採に入山した者については、杣役を徴収し、その他に在々浦々では「棚役」（流されてきた流木を陸揚げして、積み上げたものをタナ〈棚〉と称する。一棚につき銀一匁八分を徴収）を徴収すると書いている。これらのことから、十九世紀に入っても、海岸地帯では流木が製塩用・日常燃料用などに活用された。

このように、白神山地西側の日本海に面した森林資源は、沿岸地帯に広がる製塩業や浦・村での日常燃料や舟材などに流木を供給する機能を果たしたと見て良からう。流木の伐採に関しては、藩庁による杣役と棚役の徴収が行われ、維新に至るまで継続的に実施されたと考えられる。

2 目屋野沢を中心とした東部白神山地

本節では、享保十八年（一七三三）の津軽領内流木山沢一覧のなかでも目屋野沢の地域、つまり白神山地東部で秋田県境に至る現西目屋村域に焦点を当てて、流木の状況を見てゆくことにしたい。

図7は、前掲「津軽山沢絵図」に享保十八年の時点で流木山が設定されていた沢を落とし込んだ図である。表2によると、同沢一帯で四六沢の流木山の設定が見られ。各沢名は、表2に見えたとおりであり、絵図の中に、①から④⑥までナンバリングされているので参照されたい。ただし、図中で丸で囲った沢は確定できたものであり、推測の沢は四角に囲っている。

図7によると、現暗門川の最上流から岩木川と合流する川合までの各沢

では、流木が盛んに行われていた。青鹿岳の頂上に近い大川の最上流部と上流部、大沢川の流域全域にも流木の沢が認められる。湯ノ沢川では二カ沢、平沢上流部には五カ沢の流木の沢が見られた。湯ノ沢川以外の各河川の沢には、濃淡は別にして数多くの流木の沢が存在するのに対して、湯ノ沢川流域が極端に少ないのは、尾太銅鉛山における製錬や坑道の構築などに関する材木需要が著しいことから、藩庁では流木山の設置を認めなかったことが考えられる。暗門川の各沢には、上・下流を問わず、まんべんなく沢が認められ、大沢川も同様である。大川と平沢においては上流部の沢にあり、この点では分布は相違しているが、おそらく下流部から薪材の伐採がなされたはずなので、大川と平沢は享保十八年より早い段階から流木が実施されていた可能性がある。前掲の拙稿「藩領における植生景観の復元とその変容―近世津軽領を中心に―」によると、寛政年間の暗門川流域は、全て雑木の林相であり、青鹿岳上流は同じく雑木地帯で一部雑木・地竹の地帯、大沢川の流域は雑木、平沢は雑木を主とした檜・雑木地帯であった。

享保末期の尾太銅鉛山に関しては、拙稿「足羽次郎三郎考―その虚像と実像―」（長谷川成一監修、河西英通・浪川健治編『地域ネットワークと社会変容―創造される歴史像―』岩田書院 二〇〇八年 所収）を参照されたい。そのなかで、尾太では製錬用に必要とする炭や木材を調達する銅山専用の山々の木々を切り尽くしてしまい、鉾山の稼行に支障を生じる恐れが出てきていたことを指摘した（右書一八三頁）。右に見える湯ノ沢川に流木山の設定を藩庁が控えたのは、鉾山で必要とする材木需要と城下での流木需要とがバッテングをきたし始めたことを背景としている。

天明四年の「山所書上」によると、目屋野沢村領惣山は檜・杉・雑木立の樹相であつて、雑木の分に関しては、「弘前焚用」の薪・炭焼出しと見

え、雑木が弘前城下専用の流木として伐採されていることが記されている。目屋野沢の各河川に流れ込む各沢においては、尾太銅鉛山が稼行中である湯ノ沢川を除いて流木が行われていた沢が認められ、とくに暗門川流域は濃密であった。大川と平沢では上流部に存在し、ここに十八世紀前半の目屋野沢における流木の基本的な分布が認められよう。

三、白神山地東部目屋野沢の森林資源の流木山化

前章で検討した白神山地における森林資源の活用は、西部の西海岸地帯と東部とは様相が相違していた。本章では、東部の目屋野沢に焦点を当てて、弘前藩による目屋野沢一帯の流木山化の実態を明らかにし、同地域の森林資源の活用と枯渇を防ぐ方策などを検討することにした。

ところで、前章で取り上げた津軽領内流木山沢一覧が作成された背景には、弘前城下や製塩用に大量に消費される流木に関して、藩庁では享保十八年（一七三三）の段階で深刻な危機感を募らせていた事情があった。前掲『日本林制史資料 弘前藩』三九〇～三九八頁によると、近年（享保期）、明山（山下の領民に入山を許可した山）から勝手に流木が伐り出された結果、各山は「荒山」の状態になっているし、指定された流木山は伐り尽くされた。加えて流木不足を来していることから、流木商売山師から留山（藩から入山を禁じられた山）での流木伐採の許可を要請されたが、流木の不足状態を打開するため、留山にした明山ではあっても、場合によっては、一部、流木の伐採を許可するというものであった。元文三年（二七三八）には、弘前城下の藩士と町方の焚用流木が、近くの山々が伐り尽くしの状態になったため、より遠距離の山々へ流木の伐採地域が移

り、とかく流木は払底の状態にあることが報告された。そのため、駒越と川合両所への出木が不足しており、日常燃料を無駄なく使い、笹などの燃料に代替するようにと触れている（前掲『日本林制史資料 弘前藩』四〇三～四〇四頁）。十八世紀前半には、流木山の伐り尽くしという森林資源の枯渇に直面しており、過伐・濫伐のもたらす影響が、次第に津軽領内・弘前城下に及んできた。

そこで、弘前藩では、寛政三年（一七九一）二月、次のような一カ条の布達を発令した（前掲『日本林制史資料 弘前藩』四五七～四五九頁）。

一、御用分并御城下惣構町之焚用目屋野沢御山之内流木柚取渡世相続、永久之山師家部に申付候、

一、取木之儀は、元木二而一尺廻り以上右員数揃兼候ハ、式尺五寸廻迄柚取申付候間、右以下之生木・細木決而伐取申間敷候、流木土着之節拾歩一役改受、御役上納、大中小仕分テ御極印打入之上商売申付候、（下略）

目屋野沢の流木山で稼行する権利である株（家部）を持つ山師たちを対象とした布達であり、流木山師川原平村八右衛門へ宛てたものであるが、流木山師全体にわたる触書と見て良からう。生木・細木の伐採禁止やその他、近山・遠山の柚役の規定、一〇年間稼行の後、役木礼錢上納のことで、伐採地域の指定など、山師たちが過伐をせぬように戒める規定から構成されている。

右の布達の四年後の寛政七年（一七九五）、弘前藩では、流木に関する八カ条の条目を定めた（『青森県史 資料編 近世3』青森県 二〇〇六年 三五三～三五四頁 第一八二号「津軽藩林制要項」）。その冒頭には、次のように見える。

目屋野沢惣山之儀ハ御城下一統焚用流木伐取差支無之備山之義ニ付、

此度別段沢割帳之表を以拾ヶ年廻伐申付候、拾壹ヶ年目ニハ初年之沢所へ立戻り柚入致候様、

(傍線筆者)

右によると、目屋野沢惣山は、弘前城下における日常燃料を伐採する流木に直接関わる備山そんやまとして位置づけられており、「十カ年廻伐」のルールが設けられ、一度伐採した沢山には一〇年を経過しないと立ち戻って柚入りができないことになった。「十カ年廻伐」(弘前藩では廻伐と見えるが、輪伐の呼称の方が一般的)の規定が明確にされて、目屋野沢における流木山の森林資源保護が打ち出されたのである。このほかに根元が三尺以下の伐木と細木の伐採の禁止、近山からの伐木は一〇〇〇本に銀二〇匁を上納、遠山は一〇〇〇本につき銀五匁を上納、そのほか柚入りが可能な地域の指定等が打ち出された。それに付け加えて、流木柚取りとして目屋野沢に入る山師たちには、米銭拝借の願いがあつたら、藩米一〇〇〇俵、御銭一〇貫目ほどの拝借を許可した。

いずれも、前記寛政三年の布達を踏まえた内容であつて重複する条項も見えるが、より整備された形をとり、このたびの条目では藩が目屋野沢を流木の備山として位置づけ、「十カ年廻伐」のルールを明確にしたことに意義を見いだすことが可能である。目屋野沢の森林資源の保護を打ち出したのであり、個別の流木山師への布達と合わせて目屋野沢全域に関わる伐採のルールを定めた。

それでは、右のルールに基づいて目屋野沢から伐り出された流木は、いったいどれほどであったのか。また、「十カ年廻伐」のルールは、果たして守られたのか、その実態を探ることにしたい。

第二章で言及したように、文化元年(一八〇四)に目屋野沢から伐り出された流木は、「御山方覚帳」によると一五万本ほどであったという。天

保七年(一八三六)の「山方格帳」(弘前市立弘前図書館蔵)には、目屋野沢流木として毎年一五万九二〇本ほどが流されてきたという。そのうち、藩士への貸与分と藩庁での必要分が一二万三八七二本であったというので、二万七〇四八本余が、町方へ売却された計算になる。山方役人の実務記録である右の両史料によると、目屋野沢からは岩木川を通じて、毎年おむね一五万本余が弘前城下の土場へ届いたようである。

目屋野沢から伐り出した文化年間の流木の詳細なデータとして、「流木之記録」(弘前市立弘前図書館蔵)があり、それに基づいて、十九世紀初めにおける目屋野沢からの具体的な流木の数値、流木山の設置とその変遷を明らかにしてゆこう。

表3は、「流木之記録」に見える山と沢名、伐り出した流木の本数である。文化二年(一八〇五)から同七年に至るデータで、各沢からは二〇〇〇本から三万五〇〇〇本ほどの伐り出しがあり、沢によって産出量は区々である。各年度の流木の合計を比較すると、文化二年は、一〇万本、同三年は一〇万本(さらに三万五〇〇〇本を追加して伐採させた)、同四年は一五万二〇〇〇本、同五年は一二万本、同六年は一五万二〇〇〇本、同七年は一五万本であり、年により伐り出し本数に変動があつた。

各年の流木山の分布を、表3に基づいて前掲「津軽山沢絵図」に落とししてみたのが、図8〜13である。

図8は、文化二年の目屋野沢の流木山の分布である。近山として二カ沢、遠山として三カ沢が認められ、主に国吉付近の沢、岩木川沿いの沢と大沢川の中流、大川の上流の沢に流木山が設定された。最大の本数は、青鹿岳の山頂付近、大川上流大滝俣の沢(⑥)であり三万五〇〇〇本ほどの伐り出しがあつた。図9は、文化三年の目屋野沢の流木山の分布である。沢は八カ所、大秋方面と岩木川沿い、暗門川の各沢、大川の上流部の

沢に分布していた。最大の本数は、前年と同様、青鹿岳の山頂付近、大川上流大滝俣の沢(⑧)であり三万五〇〇〇本ほどの伐り出しがあった。文化二・三年ともに、全体の本数も少なく、設定された流木山も少ないのが特徴である。

図10は、文化四年の目屋野沢の流木山の分布である。伐り出した沢は一五カ所(うち場所の特定できない沢が三カ所)、大秋川・白沢川の上流、岩木川沿い、湯ノ沢川上流、大沢川中流、大川の上流、暗門川と広範な分布が認められよう。最大の本数は、文化二年と同様、青鹿岳の山頂付近、大川上流大滝俣の沢(⑧)であり三万五〇〇〇本ほどの伐り出しがあった。

図11は、文化五年の目屋野沢の流木山の分布である。伐り出した沢は二カ所(うち場所の特定できない沢が二カ所)、近山が五カ所、遠山が五カ所であり、国吉付近の沢、大秋川・白沢川の上流、岩木川沿い、大沢川の上流、暗門川の各沢、大川の上流の大滝俣の沢(⑥)が流木山として設定されている。同年も大滝俣の沢が、最大の本数を伐り出しており、二万五〇〇〇本ほどであった。

図12は、文化六年の目屋野沢の流木山の分布である。伐り出した沢は一五カ所(うち場所の特定できない沢が一カ所)、近山が六カ所、遠山が九カ所であり、国吉付近の沢、大秋川の流域、大沢川上流、大川の上・中流部、暗門川の各沢に流木山が設けられている。前年と同様に、大滝俣の沢(⑬)が最大の伐り出し地であり、三万五〇〇〇本となっている。

図13は、文化七年の目屋野沢の流木山の分布である。伐り出した沢は一六カ所(うち場所の特定できない沢が三カ所)、近山が五カ所、遠山が一カ所であり、国吉付近の沢、大秋川の全流域、大沢川の上流、大川の下流、暗門川の各沢に流木山が設けられている。暗門川の各沢に比較的多

く流木山が設定されているのが目立つものの、前年までの大滝俣の沢のように、極端に大量の流木の伐採がなされた様子はない。

図8～13から、文化年間の目屋野沢における流木山の状況については、次のような特徴をあげることができよう。

第一点として、「山方覚帳」などに見るように、山役人たちは恒常的に一五万本の流木を弘前城下へ提供したと述べているが、実態は必ずしもそうではなく、一五万本という数値は弘前藩の期待する生産数であったことが判明した。

第二点として、湯ノ沢川流域には文化四年を除いて流木山の設定は認められず、同川の沢には原則的に流木山の設定は行われなかったと推定される。寛政十年(一七九八)に訪れた菅江真澄の「外浜奇勝」にも見られるように、尾太銅鉛山の稼行は行われておらず、鉾山が廢墟同然の姿であったことが記録・描写されている⁶⁾。文化年間に同鉾山が復興した形跡は今のところ確認できないので、前述のように鉾山用の材木が使用されたことによつて流木山の設定がなされなかったとは考えられない。おそらく、尾太鉾山を中心とした鉾山密集地帯である湯ノ沢川流域は、十八世紀を通じた銅鉛生産の盛行によつて、製錬・坑道普請用の材木が大量に消費された結果、森林資源の回復が思わしくなかったと推測される。明和八年(二七七二)の、尾太鉾山の鉾山旧記「山機録」(日本鉾業史料集刊行委員会編『日本鉾業史料集 第1期近世篇② 山機録』白亜書房 一九八一年)によると、先年(享保末期)、尾太が請山として繁盛したことから、製錬・坑道普請用の盛木を伐り尽くし、現在(明和年間)では各沢の山々は若木がほとんどであり、木立のある山は、湯ノ沢川沿いの沢で三分の一もない有様だったという。このような状況の中で、十九世紀に入っても、藩が期待するような森林資源の回復はなかった結果、流木山を湯ノ沢

川流域には設定できなかったのであろう。

第三点は、寛政七年（一七九五）の条目において、「十カ年廻伐」が規定されていたにも拘わらず、文化二年から同六年に至るまでの期間、大川の最上流で、岩木川の源流とも称される青鹿岳の大滝俣の沢が、目屋沢最大の流木山であったことである。⁷⁾ 毎年三万五〇〇〇本ほどが伐採されて流木となり、五年間で二一万本の産出をみた。また、暗門川沿いの鬼川辺^{わにこうべ}の地帯も多くの沢が流木山となり、高倉沢は文化三（一八〇六）・四兩年、流木の伐採が行われた。右の状況をみると、当該時期にあつては、「十カ年廻伐」は守られておらず、藩庁の意図は必ずしも貫徹していなかったようである。弘前城下における流木需要に因應するために、流木の数量を賄える沢を流木山として設定せざるを得ない状況にあつたのである。その他、せっかく伐り出した流木も、岩木川に流す前に各沢からの薪材を一時陸揚げして材木を集積していた場所が、洪水によって押し流されて流失してしまうこともあつた（「流木之記録」弘前市立弘前図書館蔵）。

十九世紀に入り、各沢の雑木資源の枯渇が進んだ結果、弘前城下において基本的な需要量である一五万本の流木を揃えるのはかなり困難になりつつあつたことが窺われる。したがって、遠山であつても潤沢な伐採量を確保可能な大滝俣の沢のような地域に、集中した流木山の設定がなされ伐採作業が実施されたのである。

弘前藩の「十カ年廻伐」という山林保護策は、同藩に特有のものではない。秋田藩の番山繰、盛岡藩の順伐、米沢藩の順ぐり、高知藩の順番、萩藩の番組など、全国各地で見られた。十八世紀に「式拾番山御書付」によつて、二〇年輪伐の制度を定めて実施した萩藩では、藩財政の窮乏化のもとで領主自らが番組山とは矛盾する場当たりの濫伐を繰り返したことから、施策が貫徹しなかつたという。⁸⁾

十八世紀中後期の秋田藩では、薪炭林の保護策に関して次のような施策を取つたという。雑木の伐採が終わつた後、一〇〜一五年間は人馬の入山を禁止して、跡山の成長を促進させ、また薪炭林の伐採に当たつては末木もすべて採取して利用し、薪炭林の中にある桂・櫟・きはだ、その他有用な樹種は幼木であつても切り取らないことなど、薪炭林の保護育成を図つた（長岐喜代次『秋田藩の林政談義』同人刊 一九八八年 七六〜七七頁）。しかし、このような保護策も藩財政の窮乏により功を奏さず、従来⁹⁾の留山まで伐り尽くしという状態になつたという（同前七七〜七八頁）。

このように、他藩の例にも見られるように、十八世紀末に策定した、弘前藩による流木山「十カ年廻伐」のルールも、十九世紀初頭の文化年間の実態を見ると、流木の確保という現実の前に、早くも遵守されていないケースが認められる。輪伐の限界を見ることができよう。

おわりに

以上、三章にわたつて、津軽領における流木・流木山の実態と世界遺産白神山地の森林資源がどのように活用され、資源の保護が図られてきたか、検討してきた。

明らかになつた事柄を、簡単にまとめることにしよう。

藩政時代の津軽領にあつては、流木（薪材）は平野部や海浜部を除いた、領内でも雑木を主体とした森林である山沢で伐採され、河川を経由して運搬された。流された薪材は下流域で陸揚げされた後、津軽平野では弘前城下の家臣たちへの俸禄の一部、都市民の日常燃料として、弘前以外では製塩用の燃料や各村落の日常燃料等として使用された。十七世紀末に

は、制度的にも流木のシステムがほぼ完成し、十八世紀前半の享保期には、領内の明山で流木の伐採が実施された箇所は三六二カ沢に及んだ。もちろん柚役として流木十分一役を徴収されたが、この時点で流木山の伐り尽くしの文言が資料に散見するようになり、弘前藩は薪材を節約して使用するようにとの通達を出している。

白神山地では、西部と東部では活用の在り方が相違した。西部の西海岸地帯では、藩政時代、製塩業が広範に発展していた。中村川などの河川を通じて、河口にある製塩施設へ流木が運送され、主に煎熬せんこうするのに用いられた。東部では、目屋野沢の流木伐採が十七世紀後半に確実に認められ、目屋野沢と弘前城下は岩木川を媒介として流木の生産と消費という形で密接な関係を有していた。十九世紀の後半、弘前藩は目屋野沢を流木の備山と明確に位置づけて、「十カ年廻伐」という輪伐のルールを策定し、細木・若木の伐採を禁じ、山師たちに過伐・濫伐を戒めた。目屋野沢における流木生産の目安は、年間一五万本余であり、これらを恒常的に供給するのは、藩の山方役人や流木山師たちにとっても、容易い仕事ではなかったようだ。十九世紀前半の資料である「流木之記録」と山絵図によって検討したところ、目屋野沢の流木山の地点と変遷、生産量が判明した。それによると、目屋野沢では一部を除き分散的に伐採作業は行われて、同一地点を伐り尽くすまで継続的に実施したわけではなかった。

しかし、例えば青鹿岳の頂上付近の大滝俣の沢などは、連年三万五〇〇〇本の伐採がなされたことから、「十カ年廻伐」という輪伐のルールは厳密には守られていなかった。藩政後期にはいると、前述のように伐り尽くしという流木山が続出したことから、右のルールを定めたのであるが、流木の供給を止めると弘前藩の俸禄制度が崩壊し、弘前城下住民の日常燃料の供給に支障が生じる恐れがあることから、勢い伐採の対象

は有力な山沢に集中せざるを得なかったのである。加えて、領内の鉾山集中地帯である目屋野沢の湯ノ沢川流域は、最盛期を迎えた尾太銅鉛山の製錬・坑道普請用などに大量の木材を必要とし、藩庁では湯ノ沢川流域の森林を鉾山用として流木山の設定を許さなかった。しかし十八世紀末には、それらの山々の森林資源は伐り尽くされ、尾太銅鉛山が稼行を停止した後は、湯ノ沢川流域は禿げ山が連続する地帯となったことを、鉾山日記である「山機録」は証言している。

藩政時代の白神山地の森林資源は、東部の目屋野沢では弘前城下における流木の消費と尾太銅鉛山の鉾山燃料などへの消費の両側面から急速に枯渇が進んだと推測される。西部では、塩業での使用に重点はあったが、東部のような大量かつ恒常的な消費という事態に直面することなく、推移した考えられる。目屋野沢における白神山地東部の森林資源は、尾太鉾山の稼行停止後も流木の生産は継続されたことから、伐り出す流木山は次第に奥山へと移行し、森林資源の保護を目的とした輪伐のルールは名目となり資源の枯渇は一層進むことになった。

さらに、津軽領流木山の保護に決定的に欠落していたのは、伐採後は植林をせずに、資源の回復を天然更新に任せてしまったことである。萩藩など他藩の例に見るように、輪伐と植林が一体となって行われなかったことが、白神山地をはじめとして同領の森林資源保護に関する大きな欠陥であったと考えられる。したがって、同山地における流木山の設定は、奥山へ奥山へと進み、ついには幕末、秋田領との藩境へと到達したのであった。

注

- (1) 屋久町郷土誌編さん委員会編『屋久町郷土誌』第四巻 自然・歴史・民俗（屋久町教育委員会 二〇〇七年）五一九～五三三頁。そのほか、速水融『歴史人口学研究 新しい近世日本像』（藤原書店 二〇〇九年）第三部の第一章「近世屋久島の人口構造」、溝口常俊『日本近世・近代の畑作地域史研究』（名古屋大学出版会 二〇〇二年）第九章の「屋久島における世帯構成と切替畑」など。そのほか、『南島文化 屋久島総合学術調査報告書』創刊号（鹿児島短期大学南日本文化研究所 一九六八年）等を参考にした。
- (2) 「津軽藩林制要領」（『青森県史 資料編 近世三』（青森県 二〇〇六年）三五二頁によると、近世後期には流木の寸法がさらに細かく分かれ、長さほぼ四尺、「大丸太 差渡一尺二寸より余 十匁代二付五本」から「下丸 同三寸九分以下 同四十本」まで、直径一尺二寸余の大丸太から五寸の下丸までの六種類が設定され、サイズにより価格が決められた。
- (3) 山下祐介編『砂子瀬・川原平を歩いた人々』（砂川学習館 二〇〇七年）二五八頁。同氏「白神山麓の山村生活の変容―津軽ダム水没移転集落 砂子瀬・川原平の記憶―」（『白神研究』第二号 二〇〇五年）を参考にした。
- (4) 青森県文化財保護協会編『みちのく叢書 津軽歴史記類 上』（国書刊行会 一九八二年復刊）一三〇・一三七頁によると、樋口のせき止めを「岩木川穿替」と称し、弘前藩では、延宝二年八月と天和二年八月の二回にわたって実施した。天和二年の穿替は、右書一三七頁に次のように見える。
- 天和二年八月十二日、岩木川又々穿替、真土村にて二股口を留切、駒越一筋ニ御普請、
- 貞享二年（一六八五）「弘前并近郷之御絵図」（青森県立郷土館蔵）は、長谷川成一編『平成十五年度～平成十七年度科学研究費補助金研究成果報告書 津軽氏城跡の発展過程に関する文献資料と遺物資料による研究』（二〇〇六年刊）に写
- (5) 真版とイラスト化した図を掲載している。樋口のせき止め工事を描写した箇所は、右報告書一〇・二八頁に掲載しているので参照されたい。
- 塩業については、藩庁でも塩役を賦課する必要から、塩竈の把握に努めていたようである。貞享四年（一六八七）の「陸奥国津軽郡御検地水帳」（弘前市立弘前図書館蔵）の旧深浦町所在の村落では、深浦町の浜に塩竈三カ所、金井沢村の枝村である鴨村の浜に塩竈三カ所、柳田村の枝村桜沢村の浜に塩竈五カ所、関村の枝村鴨村の浜に塩竈二カ所などのように、検地帳にこのような形で記載された（『深浦町史年表 ふるさと深浦の歩み』深浦町 一九八五年 四六～七〇頁）
- (6) 「外浜奇勝」（『菅江真澄遊覧記3』東洋文庫 平凡社 一九六七年）二八五頁には、次のように見え、前掲3『砂子瀬・川原平を歩いた人々』の口絵図16・17には、青森市成田氏蔵「外浜奇勝」所収、廢墟となった尾太鉾山の様子を描いた図が示されている。
- 晴れてきたので、木戸の沢、滝の沢、路が平など、山川にそってめぐり、棧橋をわたると、阿葛沢という川辺の草むらのなかに、屋根は骨ばかりになっている柚人の家があったので、ここでひるの中休みをした。ふたたびでかけたが、それだけでなくも危げな棧橋の、ところどころこわれ落ちて行けそうにもない。かずらをたぐり、なめらかな苔をちからにつかんだり、岩面にひざまずいたり木々の梢を足場のようにふんで、岳の麓にたどりついた。どよみ流れる荒川の高い岸から、ななめに落ちかかっている棧橋の下方に立って、ふりあおいで見ると、高いしら雲の上に虹がわたっているかのように、高山の末の岩の間ごとに柱をつきたてて棧橋を造り、家屋もびっしりと建ちならんでいた。その家はみな朽ちほろびてしまい、いまは棧橋ばかりが残っている。むかし、この岩山のしき（鉾坑）のなかに、たいそうよい鉾石が掘りだされた（中略）。路を川についてのぼると、大床、小床、素吹の床など、たたらぶき、箔からみをした建物もすっかり倒壊し、屋根をふいた板も柱も朽

ち折れ、塵芥塚のようにうずたかくもっていた(中略)。白銀を掘った後は、近年まで銅を掘っていた山なので、このように道の跡かたばかりは残っているであろう。

- (7) 青鹿岳頂上付近の大滝俣の沢については、拙稿「近世津軽領の『天気不正』風説に関する試論」(『弘前大学大学院地域社会研究科年報』第五号 二〇〇八年 三二～三六頁)において同沢の歴史的な性格について言及した。同沢は聖山伝承をもち、藩政後期の天明年間に弘前藩で鉛山開発が実施された時には、領内での開発が天気不正を生じた原因だとする風説が広がり、休山に追い込まれた。本稿で述べたように、同沢での大規模な流木山の設定が、領内にいかなる影響を及ぼしたのか、今後の検討課題である。

- (8) 脇野博『日本林業技術史の研究』(清文堂 二〇〇六年)第一編第六章「近世の林政と育林」。なお、脇野氏によると、高知藩は五〇年輪伐、対馬藩は一五年輪伐であり、十七世紀後半以降、輪伐は広く行われるようになったという(脇野右書 一八四～一八五頁)。なお萩藩の輪伐は、輪伐と造林が一体となっていた(同前一九三頁)、弘前藩の流木山は伐採後は天然更新が原則であったのと大きな相違がある。

【付記】

本論文は、平成二十一～二十三年度科学研究費補助金(基盤研究C)「森林・鉱物資源の開発・活用から見た世界遺産白神山地の変容」(代表 長谷川成一)による研究成果の一部である。

なお、本稿に掲載した数多くの図版の作成には、現在、青森県史編さんグループ非常勤職員で元弘前大学大学院人文社会科学研究所院生の葛谷大輔君に多大の貢献をもらった。感謝したい。

表1 享保期西海岸における流木山沢

絵図番号	絵図の該当地域	流木山の沢番号	山名	沢名	
図1	1. 岩崎山役人預 (大間越・秋田との藩境)	①	大間越山	いら(入良)川沢	
		②		二俣沢	
図2	2. 岩崎山役人預 (大間越関所・白神岳)	①	大間越山	二俣沢	
		②		津梅川沢	
		③		敷場之沢(宿場沢カ)	
		④		壺盃水沢	
		⑤		ばけ(の)沢	
		⑥	とり沢(一取沢カ)	黒崎山	大岸(大峰川)沢
		⑦	いつ(一)取沢		
		⑧	南沢(南又沢)		
		⑨	松神山	小峰沢	
		⑩		いつ(一)取沢	
		図3	3. 岩崎山役人預 (岩崎・深浦)	①	岩崎山
②	南俣之沢				
③	にせの沢				
④	中沢(中佐中沢カ)				
⑤	井戸俣之沢				
⑥	壺森沢(森沢カ)				
⑦	帆立沢(ホタン沢カ)				
⑧	深浦山			南俣之沢	
⑨				次郎左衛門沢	
⑩				山師俣之沢(東風俣之沢カ)	
図4	4. 追良瀬山役人預 (広戸・追良瀬・轟木)	①	広戸山	南俣沢	
		②	追良瀬山	まかり(曲)倉沢	
		③		から(唐)川沢	
		④		す立之沢	
		⑤		おさなめ沢	
図5	5. 追良瀬山役人預 (鳥井野・田野沢・関・大童子)	①	関村山	小童子沢	
		②		とちの沢	
		③	大童子山	はいけ(葉池)沢	
		④		とろ沢(風呂ノ沢カ)	
		⑤		大森沢	
図6	6. 追良瀬山役人預 (赤石・鯨ヶ沢・舞戸)	①	大然山	津軽沢	
		②		壺之沢	
		③		大成木之沢	
		④		柳淵沢	
		⑤		瀧之沢	
		⑥		瀧野沢	
		⑦		樋淵之沢(青淵沢カ)	
		⑧		赤さま(キン)沢	
		⑨		船糸沢	
		⑩		石森沢(大森沢カ)	
		⑪		立石之沢	
		⑫	小森山	樋ヶ沢	
		⑬	中村山	芦之沢(芦菴沢カ)	
		⑭		さかき川沢(逆川沢)	
		⑮		中之俣沢(中川沢)	
		⑯		清水淵沢	
		⑰		前之(野)川沢	
		⑱		小沢	
		⑲		岩部屋(ヒハ)之沢	

表2 享保期目屋野沢流木山沢

絵図番号	絵図の該当地域	流木山の沢番号	山名	沢名
図7	村市山役人預 (目屋野沢)	①	目屋野沢	(惣名) 大沢
		②		さいてん沢 (弁才天沢カ)
		③		かろ (ノ) 沢
		④		朝日俣沢
		⑤		朝日俣沢
		⑥		朝日俣沢
		⑦		黒森沢
		⑧		西之(野) 俣 (又) 沢
		⑨		西之(野) 俣 (又) 沢
		⑩		西之(野) 俣 (又) 沢
		⑪		(無沢) こゑず (越図) の沢
		⑫		瀧之(野) 沢
		⑬		瀧之(野) 沢
		⑭		東俣 (又) 之沢
		⑮		桂けと (家戸) 沢
		⑯		長瀬沢
		⑰		大石之沢
		⑱		ほつき沢 (弁才天沢カ)
		⑲		おろ之沢
		⑳		常德之 (上桂) 沢
		㉑		(無沢) 大瀧俣沢
		㉒		竹之子沢
		㉓		折崎 (瀧) 沢
		㉔		青石川 (シカ) 沢
		㉕		(一) はね之沢
		㉖		あんもん (案門、暗門) 沢
		㉗		ひたけ沢 (ヒハリ沢カ)
		㉘		舟木平沢
		㉙		ほ影之沢 (ヒハリ沢カ)
		㉚		いろこ沢 (岡市子沢カ)
		㉛		柳沢
		㉜		小原沢
		㉝		ほそ沢 (米ヶ沢カ)
		㉞		柴倉沢
		㉟		長瀬之沢
		㊱		脇之(野) 沢
		㊲		よもき (蓬) 沢
		㊳		居越沢
		㊴		みよし (めうし) 崎沢
		㊵		あんもん沢之内大沢
		㊶		もろ瀧沢
		㊷		あんもん沢之内瀧之(野) 沢
		㊸		あふら (油) 子沢
		㊹		西之(野俣) 沢
		㊺		西之(野俣) 沢
		㊻		大原沢

表3 文化年間の目屋野沢流木山沢の変遷

図番号	図中番号	年	流木本数	山の種類	沢名		
図8	①、②	文化2年	25000	近山	平沢		
	③		10000	近山	兜沢(かぶとさわ)		
	④		15000	遠山 大沢朝日俣	大内野沢		
	⑤		15000	遠山 大沢西俣	小黑森沢		
	⑥		35000	遠山	大滝俣		
	図9		①	文化3年	10000位	白沢御山之内	さらぐ沢
②		5000位	大秋御山之内		天狗沢		
③		6000位	右朴木沢之内		無沢		
④		20000位	村市村御山		平沢		
⑤		13000位	鬼川部ノ内		高倉沢		
⑥		6000位	同		障子倉沢		
⑦		5000位	同		下ふとちり沢		
⑧		35000位			大滝(俣)ノ沢		
図10	①	文化4年	10000位	白沢御山	母沢		
	②・③		10000位	大秋山	脇ノ沢母沢ニ而		
	④		7000位	同所	平沢		
	⑤		2000位	村市御山	平沢		
	⑥		35000位		大滝俣		
	⑦		6500位	大沢	宿場ノ沢		
	(不明)		5000位		奥留ノ沢		
	⑧		6500位		小野沢		
	⑨		4500位	大沢	小内ノ沢		
	(不明)		5000位		ゑん小屋場		
	⑩		10500位		岩場ノ沢・松森ノ沢		
	⑪		13000位	鬼川部ノ内	高倉沢		
(不明)	16000位		甲沢				
⑫	3000位	大秋山引越	さいこ沢				
図11	①	文化5年	8000	近山 大秋山	脇ノ沢		
	②		7000位	近山 同所ノ内	母沢		
	③		7000位	右同 白沢山ノ内	母沢		
	④		5000位		さらぐ沢		
	⑤		20000位	近山 村市御山	平沢		
	⑥		25000位	遠山 大川ノ内	大滝俣		
	⑦		6000位	遠山 大川ノ内	大川沢		
	⑧		11500位	近山 鬼川部沢	上ふごちノ沢		
	⑨		4000位	遠山 鬼川部沢	障子ヶ倉沢		
	(不明)		6500位	遠山 大川ノ内	吹上ヶ沢		
	⑩		9000位	遠山 同所ノ内	長瀬沢		
(不明)	11000位		大保沢				
図12	①	文化6年	16500	近山	大秋山		
	②		20000	近山	平沢		
	③・④、⑤、⑥ (④～⑥推定)		16000	近山 鬼川部ノ内	下ふとちら沢・御倉ノ沢		
	⑦、⑧		10000	遠山	白沢		
	⑨・⑩		16000	遠山 大秋朝日俣	官山倉松森・小野沢		
	⑪		12000	遠山 大沢西俣	かるヶ沢		
	⑫		9000	遠山 大川之内	長瀬ノ沢		
	(不明)		6500	遠山 同所	吹上ヶ沢		
	⑬		35000	遠山	大滝俣		
	⑭		11000	遠山	大原沢		
	図13		①	文化7年	16000	遠山	大秋山
			②		10000	遠山	大原沢

図番号	図中番号	年	流木本数	山の種類	沢名
図13	③		20000	遠山	平沢
	④・⑤		5000	近山 大川ノ内	甚兵衛沢・滝ノ沢
	⑥		10000	遠山 安門沢ノ内	岡ちこ沢
	(不明)		7000	遠山 同所	源三郎落
	(不明)・⑦、 ⑧、⑨ (推定)		8000	遠山 同所	吉屋戸ノ沢・おくらノ沢
	⑩		7000	近山 鬼川部ノ内	下ぶとちら沢
	⑪		7000	近山 同所	新仏沢
	⑫		13000	近山 同所	味噌なめ沢
	(不明)		5000	近山 大川ノ内	口なし沢
	⑬		10000	遠山 大沢	沼ノ沢
	⑭		10000	遠山 同	長瀬ノ沢
	⑮		5000	近山 同ノ内	にくり沢
	⑯		9000	遠山 大沢西俣	大黒森ノ沢
	(不明)		5000	遠山 右同	壺枚石ノ沢
	⑰		3000	遠山 右同	かるヶ沢

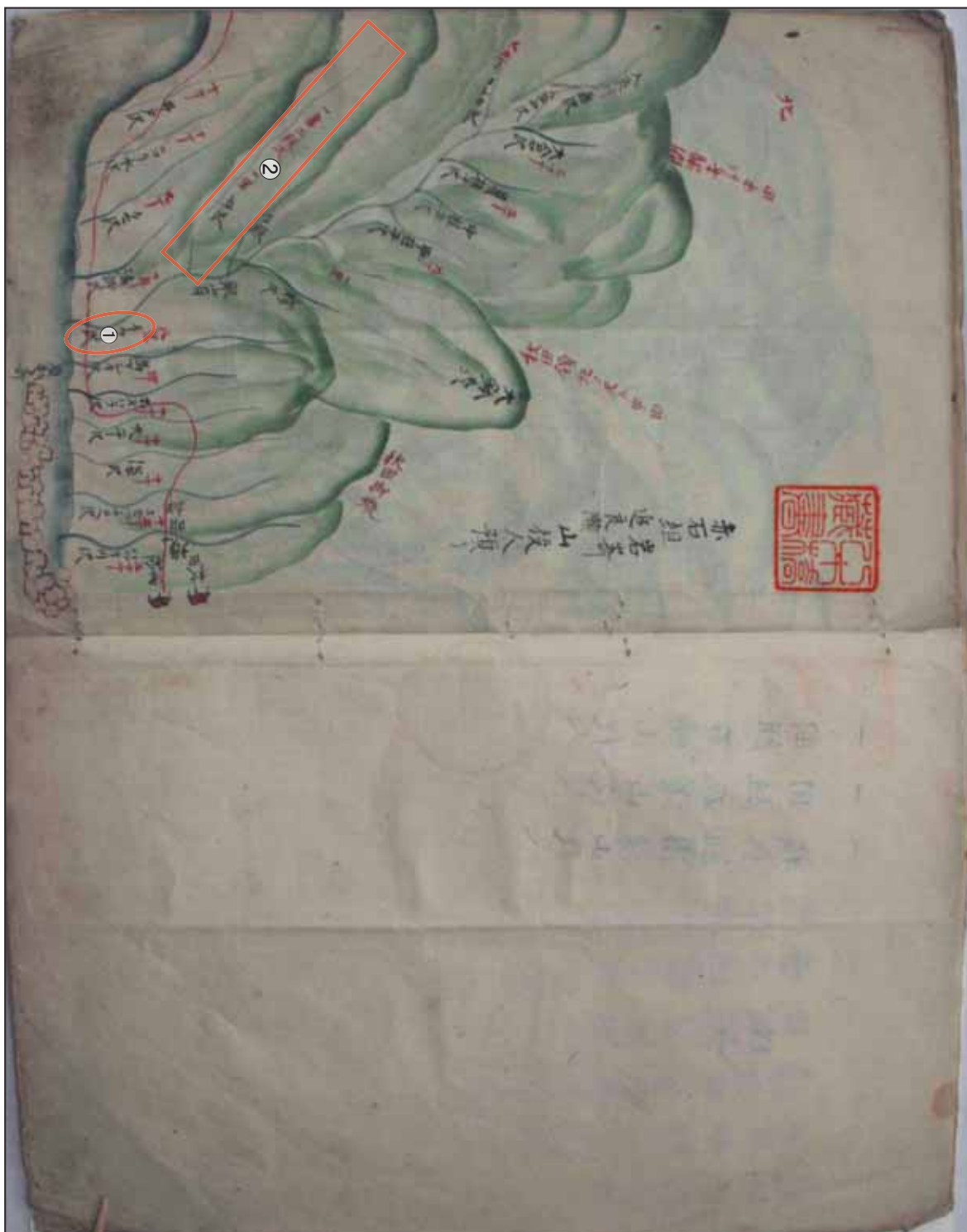


図1 享保期大間越・秋田との藩境流木山沢

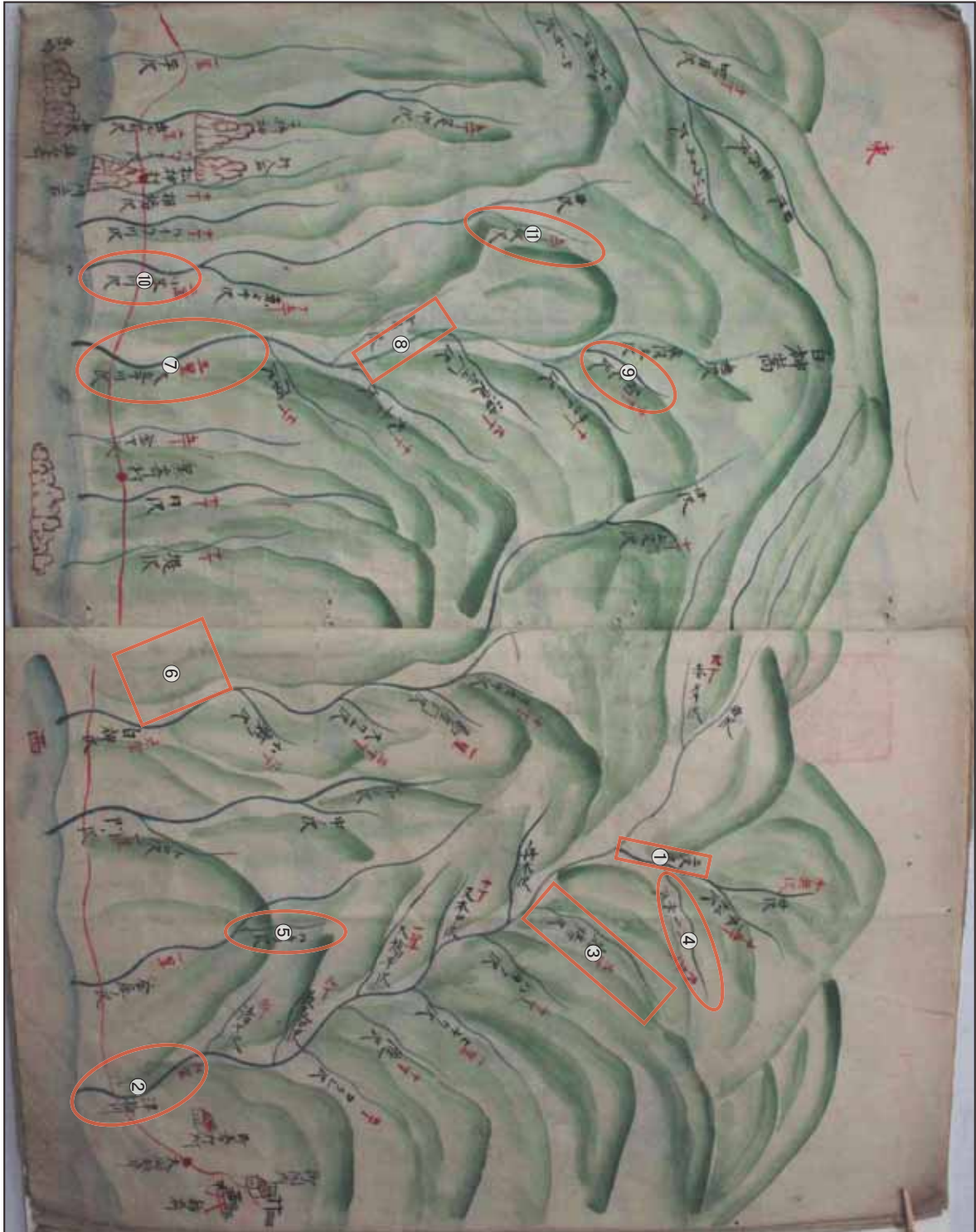


図2 享保期大間越関所・白神岳流水山沢



図3 享保期岩崎・深浦流木山沢



图4 享保期広戸・追良瀬・轟木流木沢



図5 享保期鳥井崎・田野沢・関・大童子流木山沢

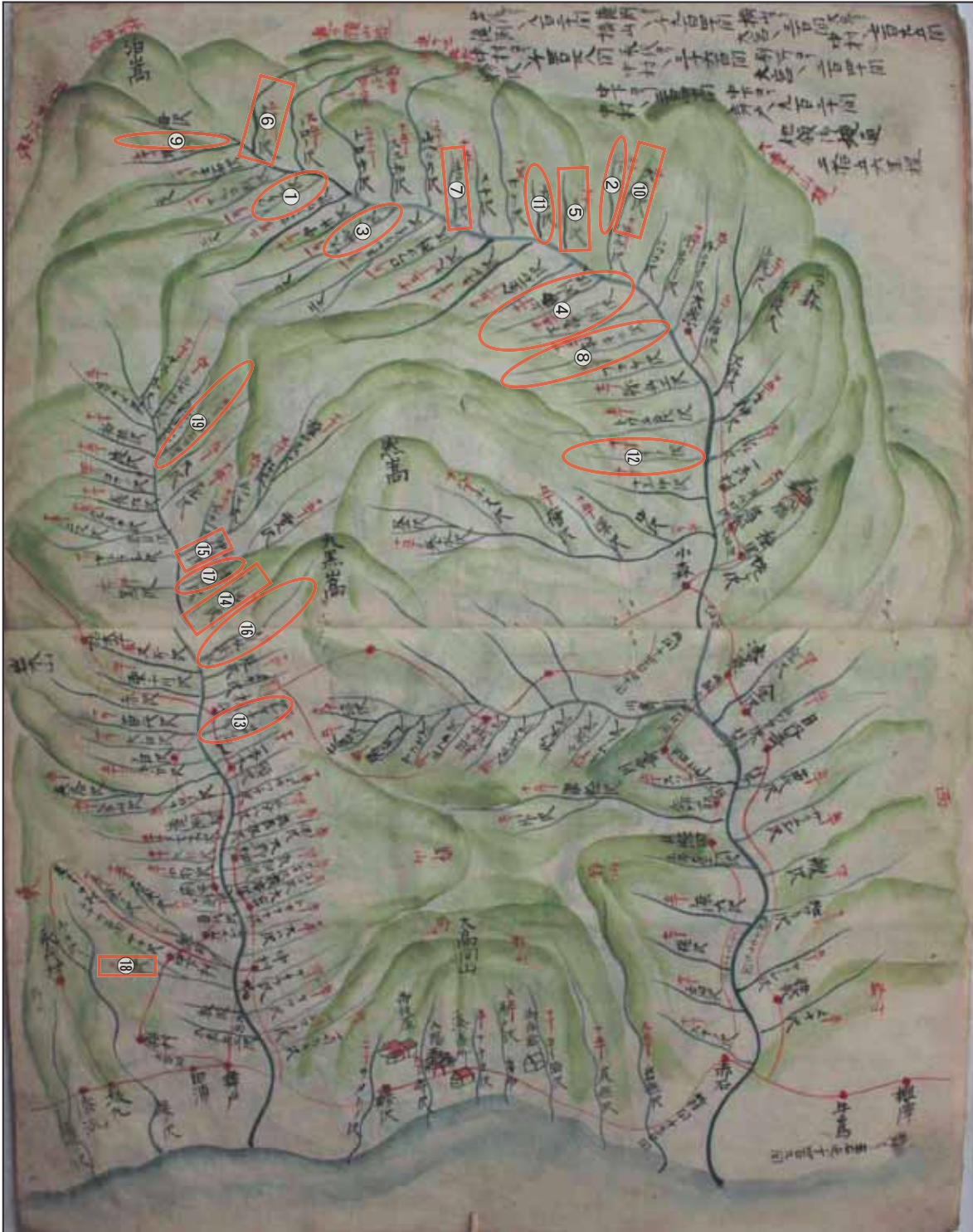


図6 享保期赤石・鱒ヶ沢・舞戸流木山沢

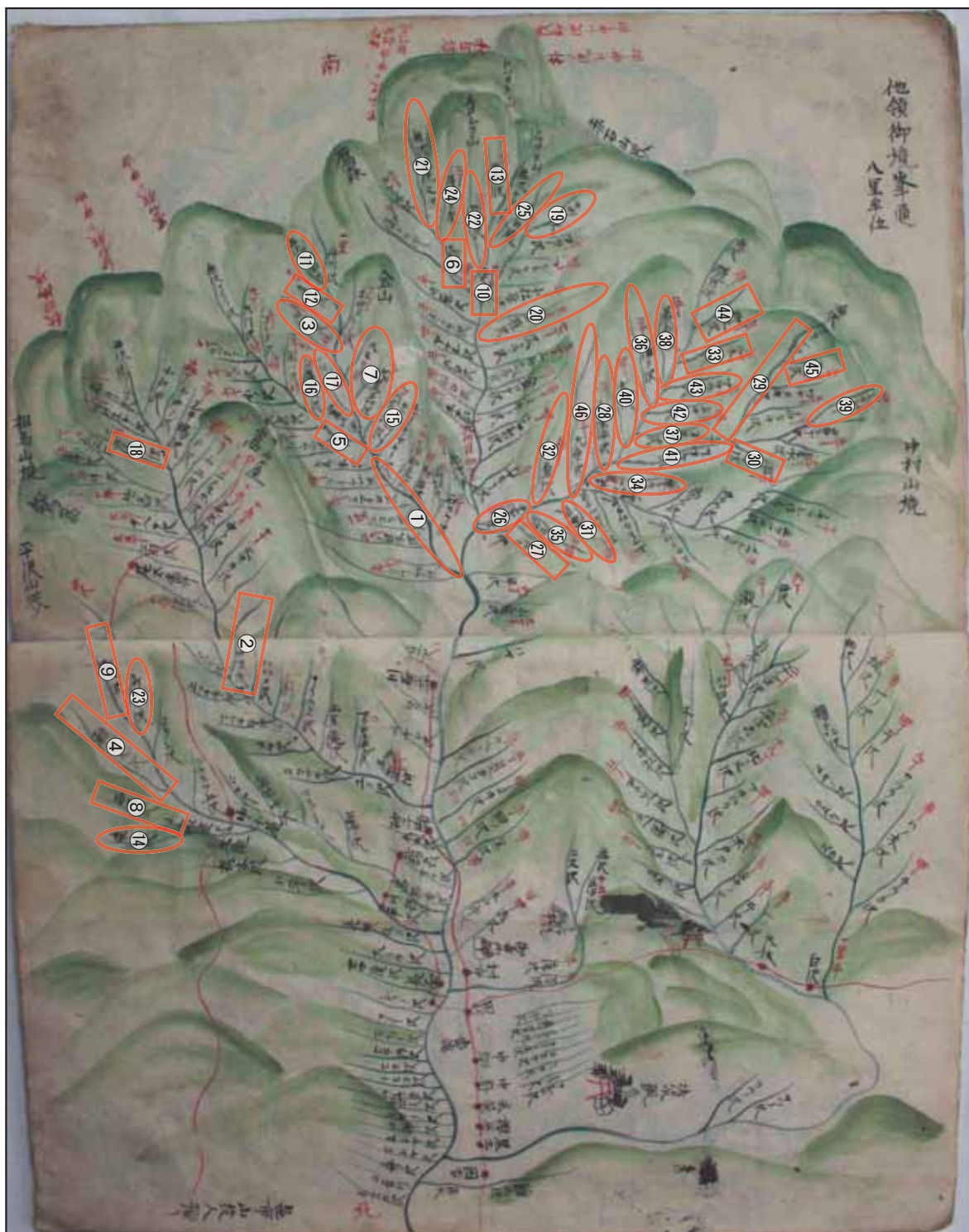


図7 享保期目屋野沢流木山沢



図8 文化二年巨野野沢木山泉



図9 文化三年百屋沢流木出沢



图 10 文化四年百屋野沢流木山沢



図11 文化五年目屋沢流木出沢



图12 文化六年百屋野沢木山沢



図13 文化七年百屋野沢流木出沢

Historical Uses of Forest Resources in the Shirakami Mountains (白神山地) World Heritage Site: Mountain Sources for Log Floating Operations

Hasegawa Seiichi

Abstract :

Following registration in 1993, along with Yakushima Island (屋久島), as a World Natural Heritage Site, the Shirakami Mountains, home of virgin beech forests straddling the border between Akita and Aomori Prefectures, has seen many visitors eager to view a forest landscape that has not known the logger's axe and become well known for being still rich with primordial and abundant nature.

The present paper explores the historical uses of Shirakami Mountain forest resources and the efforts to conserve them during the Edo Period. In the Tsugaru (津軽) Domain in the Early Modern period logs floated from the mountains, called nagashigi (流木), were an important source of timber needed for fuel for ordinary use as well as in the production of salt. In the coastal areas west of the Shirakami Mountains, floated logs were used as fuel to make salt from sea water, while at Meyanosawa in the east, the logs were diverted into the Iwaki and other rivers to supply the town surrounding Hirosaki Castle with firewood for daily use.

In 1795, Meyanosawa was officially designated as the supplier of logs to be floated to Hirosaki with stipulations that the trees be felled only once every ten years as a measure to protect the forest resources. However, ensuring a supply of 150,000 trees annually was no easy task even for the mountain officials of the time. Therefore, the procurement of timber did not proceed as expected by the Hirosaki clan (弘前藩), and with general depletion of forest resources occurring throughout the clan domain, the Meyanosawa resource conservation measures proved to be in vain as the once-per-ten-year rule was not followed and loss of the forest resources in that area also progressed.

Keywords :

World Heritage Shirakami Mountains Hirosaki Clan Mountain Sources of Log Floating Operations